

2010年12月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
欧州・アフリカチーム

欧州(EU)24時間ルールについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2011年1月1日発効の欧州24時間ルール(貨物情報事前申告制度)につきまして下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1.概要

2011年1月1日より、EU加盟国、非加盟国であるノルウェー、スイス及びフランス領に入港・通過する全ての貨物に関し、本船が最初に寄港するEU加盟国税関にEntry Summary Declaration(ENS)送信が必要となります。

2.ENS 提出期限

コンテナ船:EU入港本船の積み地入港24時間前まで

3.B/L INSTRUCTION 記載項目について

- 1).Shipper(名称、住所、郵便番号)
- 2).Consignee (名称、住所、郵便番号) ※1
- 3).Notify party (名称、住所、郵便番号) ※1
- 4).品目名※2
- 5).貨物個数、荷姿、及び貨物総重量(キログラム単位)
- 6).荷印(ケースマーク)
- 7).HS CODE(4桁若しくは6桁)
- 8).危険品におけるUN番号
- 9).コンテナ番号及びシール番号

※1.必須では御座いませんがEORI番号を記載願います。

※2.曖昧な品名表記は避け、出来るだけ具体的に品名の記載をお願い致します。

4.新チャージ

ENS送信業務に伴う費用の発生を鑑み、当社では以下の通り新チャージの導入を決定致しましたので何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

CARGO DECLARATION CHARGE(DEC):USD25 per B/L(ENS送信に関わる新チャージ)

AMENDMENT FEE(AMF) :USD40 per B/L(送信後の訂正に関わる新チャージ、一回の訂正につき発生)

以上